

●香川県告示第38号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和7年2月25日

香川県知事 池 田 豊 人

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	石場港	石場	1 指定場所 高松市屋島東町52番13地先から高松市屋島東町262番3地先の道先まで 2 指定区域 基点1から基点20までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点9を順次結んだ線及び基点20と補助点9を結んだ線により囲まれた区域 3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は真方位とする。） 基準点 四等三角点 北石場（北緯34度21分57.8387秒、東経134度06分42.6626秒） 基点1 基準点から320度26分、249.0メートル、高松市屋島東町52番13地先の表示杭 基点2 基点1から71度07分、18.7メートル、高松市屋島東町52番13地先の表示杭 基点3 基点2から158度50分、32.1メートル、高松市屋島東町75番6の表示杭 基点4 基点3から69度26分、29.7メートル、高松市屋島東町75番6の表示杭 基点5 基点4から161度54分、125.7メートル、高松市屋島東町75番6の表示杭 基点6 基点5から145度45分、3.2メートル、高松市屋島東町75番6の表示 基点7 基点6から132度36分、73.4メートル、高松市屋島東町75番6地先の道の表示杭 基点8 基点7から228度36分、64.0メートル、高松市屋島東町163番3地先の道の表示杭 基点9 基点8から155度27分、47.0メートル、高松市屋島東町234番3の表示杭 基点10 基点9から66度59分、16.2メートル、高松市屋島東町234番1の表示杭 基点11 基点10から158度14分、20.4メートル、高松市屋島東町234番2の表示杭 基点12 基点11から58度08分、55.2メートル、高松市屋島東町234番2の表示杭

		基点13 基点12から154度18分、59.4メートル、高松市屋島東町234番2の表示杭 基点14 基点13から153度09分、40.4メートル、高松市屋島東町234番2の表示杭 基点15 基点14から151度47分、52.2メートル、高松市屋島東町234番2の表示杭 基点16 基点15から242度50分、25.6メートル、高松市屋島東町234番2の表示杭 基点17 基点16から242度01分、26.4メートル、高松市屋島東町234番2の表示杭 基点18 基点17から159度41分、41.2メートル、高松市屋島東町235番1地先の道の表示杭 基点19 基点18から165度34分、34.6メートル、高松市屋島東町262番3地先の道の表示杭 基点20 基点19から75度18分、1.7メートル、高松市屋島東町262番3地先の道の表示杭 補助点1 基点2から323度00分、60.1メートルの点 補助点2 基点2から7度35分、70.6メートルの点 補助点3 基点4から344度01分、31.2メートルの点 補助点4 基点4から26度46分、45.3メートルの点 補助点5 基点5から57度23分、32.8メートルの点 補助点6 基点7から81度38分、42.0メートルの点 補助点7 基点15から111度27分、44.0メートルの点 補助点8 基点16から147度37分、33.1メートルの点 補助点9 基点18から118度45分、43.5メートルの点
--	--	---